

平成 27 年第 2 回玉城町議会臨時会会議録

招集年月日 平成 27 年 4 月 24 日 (金)
招集の場所 玉城町議会本会議場
開 議 平成 27 年 4 月 24 日 (金) (午前 9 時 00 分)
出席議員 1 番 中西 友子 2 番 北 守 3 番 坪井 信義
 4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏
 7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫
 10 番 川西 元行 11 番 風口 尚 12 番 小林 豊
 13 番 小林 一則

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	小林 一雄	教 育 長	山口 典郎
会計管理者	前田 浩三	総合戦略課	林 裕紀	総 務 課	田間 宏紀
税務住民課長	北岡 明	生活福祉課長	中村 元紀	産業振興課長	中世古憲司
建設課長	中西 豊	教育事務局長	中西 元	上下水道課長	東 博明
病院老健事務局長	田村 優	総務課長補佐	里中 和樹		

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 田中孝佳吉

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定について
- 第 3. 議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについて (町税条例等の一部改正について)
- 第 4. 議案第 41 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5. 決議案第 1 号 2016 年主要国首脳会議の三重県開催を求める決議

開議の宣告

○議長 (風口 尚) ただ今の出席議員数は 13 名で、定足数に達しております。
よって、平成 27 年第 2 回玉城町議会臨時会は成立いたしましたので開会いたします。
開会にあたり町長より臨時会召集の挨拶があります。町長 辻村修一君

臨時会召集の挨拶

○町長 (辻村 修一) 平成 27 年第 2 回玉城町議会臨時会を開会にあたりまして挨拶をさ

させていただきます。農繁期等で大変お忙しい中ではありますが、先に一部説明をさせていただいております、2議案についてご審議を賜りたいということでお願いをしておりますのでございます。なにとぞ宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚）これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において

3番 坪井 信義 君 4番 北川 雅紀 君

の2名を指名いたします。

○議長（風口 尚）次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間とすることに決しました。

これより、議案の審議にはいります。

お諮りいたします。

本臨時会の各議案につきましては、会議規則第39条の規定により、所管の委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。

よって、所管の委員会付託を承略いたします。

また、各議案に対する討論につきましては、「議会運営に関する申し合わせ」により、「議案に対する本会議での討論は通告制とする」となっておりますが、本日採決まで行うことから、通告書提出に要する時間的余裕がないため、議案質疑後、直ちに討論を行いたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、各議案に対する討論は、質疑終了後、直ちに討論を行います。

日程第3 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例等の一部改正について)を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長(辻村 修一) 議案第40号 町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、ただちに町税条例等の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分をいたしたものでございます。

なお、詳細は税務住民課長から説明いたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(風口 尚) 税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長(北岡 明) 議案第40号 町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて補足説明を申し上げます。

主な改正の内容といたしましては、第1条関係で法人町民税の均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る改正に伴う所要の措置、および申告納付にかかる条文の追加。個人町民税の寄付金控除のふるさと納税の申告特例、固定資産税の特例規定及び適用期間の延長。軽自動車税の税率の特例の改正など所要の規定の整備を行うものです。

また、第2条関係では町条例第1条附則第16条の軽自動車税の税率特例の改正をいたすものであります。

議案補足資料、条例改正新旧対照表をご覧ください。

まず、1ページ、第1条関係の第31条第2項の改正です。法人町民税の均等割の税率について、法人町民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る改正に伴う所要の措置による均等割りを定めたものです。

次に第31条第4項は同条第2項の表中の読み替え規定です。

次に、第48条第6項の追加です。

法人の町民税の申告納付について改正されたもので、条文の追加を行うものです。

次に、2ページ、第50条第3項の改正です。

法人の町民税に係る不足税額の納付の手續に係る法人税法の改正に伴い、引用条項の号ずれが生じたことによる条文の整備です。

次に、3ページ 第57条の改正です。

固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る地方税法の改正に伴い、引用条項の号ずれが生じたことによる条文の整備です。

次に、第59条の改正です。

固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告

に係る地方税法の改正に伴い、引用条項の号ずれが生じたことによる条文の整備です。

次に、4 ページ、附則第7条の3の2第1項の改正です。

個人の住民税の住宅借入金等特別税額控除について、個人町民税における住宅ローン制度の適用期限の延長を行うものです。

次に、附則第9条の改正です。

個人の町民税の寄附金控除に係る申告の特例、ふるさと納税の申告特例について規定を定めたものです。詳細につきましては、現行制度では、ふるさと納税寄付をした翌年に寄附者が確定申告を行うことが必要となっていますが、一層使いやすい制度にするため、手続きの簡素化をするために、仕組みが改められました。確定申告が不要な給与所得者等が確定申告を行わなくても、寄附者が寄付先団体に控除申請をすることにより、寄付先団体が、個人住民税課税市町村に通知をすることにより、確定申告を行った場合と同額が住民税から控除されることとなりました。「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設にあたり改正された条文です。

次に、附則第9条の2の追加です

前条、附則第9条の特例を受ける場合の、所得税控除分相当額を含めて控除を行うよう定めた規定を追加したものです。

次に、5 ページ、附則第10条の2第5項から第6項の改正です。

法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に係る地方税法附則第15条の項が追加及び削除されたことに伴い、項ずれが生じたことによる条文の整備です。

次に、附則第11条、見出しの改正です。

土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義について、負担調整措置の適用期間の延長を行うものです。

次に、6 ページ 附則第11条の2の改正、見出しを含みます。

平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例について、土地の下落修正措置の適用期間の継続を行うものです。

次に、附則第12条の改正、(見出しを含む)です。

宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例について、負担調整措置の適用期間の延長を行うものです。

次に、8 ページ 附則第12条の3の改正です。

用途変更宅地に係る税負担の調整措置の特例規定について、評価替えに伴う特例規定の適用年度の改正を行うものです。

次に、附則第13条の改正(見出しを含む)です。

農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例について負担調整措置の適用期間の延長を行うものです。

次に、9 ページ 附則第15条の改正です。

特別土地保有税の課税の特例について、特例期間の延長を行うものです。

次に、9ページから10ページ 附則第16条の改正です。

軽自動車税の税率の特例について、一定の環境性能を有する4輪車等について、その燃費性能グリーン化特例を原則として、平成32年度燃費基準を軽減の基準とし改正するものです。

まず、1項は、電気自動車や一定の天然ガス自動車について、標準税率の概ね75%を軽減するものです。

2項は、ガソリン車について、一定の基準を満たすものは、標準税率の概ね50%を軽減するものです。

3項も2項と同様の基準ではありますが、基準限度の低いものについて、概ね25%を軽減するものです。

この改正については、平成28年度のみ適用であり、それ以降は平成29年度分以降の税制改正でグリーン化特例について論議されるものです。

次に、第2条関係の説明をいたします。14ページをご覧ください。

附則第16条の改正です。

軽自動車税の税率の特例について、軽自動車の初年度登録より14年を経過した月の属する年度分から経年重課を行う旨の規定で、第1条の改正を受けて本第2条の条文整備を行うための改正です。

次に、附則第1条第3号の改正です。

施行期日について、平成26年改正条例の施行期日を、平成27年4月1日に施行を定めていた条文ですが、今回の税制改正により、原動機付自転車、小型特殊自動車、2輪車等の新税率適用を1年延期させることとなったため平成27年4月1日施行分から二輪車等に係る部分を除外する条文整備です。

次に、附則第1条第5号の改正です。

施行期日について、平成26年改正条例の施行期日を、平成27年4月1日に施行を定めていた条文ですが、今回の税制改正により、原動機付自転車、小型特殊自動車、2輪車等の新税率適用を1年延期させることとなったため、平成27年4月1日施行とされていた二輪車等に係る部分を平成28年4月1日施行に改める条文整備です。

次に、15ページ 附則第4条の改正です。

平成26年改正条例による改正後の軽自動車税の経過措置を定めた条文ですが、今回の税制改正により、原動機付自転車、小型特殊自動車、2輪車等の新税率適用を1年延期させることになったための経過措置に係る条文整備です。

以上補足説明とさせていただきます。

ご理解を賜りご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（風口 尚）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑、討論、採決を行います。

それではまず、質疑を行います。

発言を許します。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長(風口 尚) 次に、日程第4 議案第41号 平成27年度玉城町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長(辻村 修一) 議案第41号 平成27年度玉城町一般会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、防衛施設周辺整備事業玉城町庁舎太陽光発電設備設置工事の発注にあたり、歳入歳出それぞれ1558万2000千円を計上し、予算総額を54億4558万2000円とするものであります。

なお、詳細については、副町長から説明いたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(風口 尚) 副町長 小林一雄君

○副町長(小林 一雄) それでは、議案第41号 平成27年度玉城町一般会計補正予算(第1号)について、補則説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長(風口 尚) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑、討論、採決を行います。

それではまず、質疑を行います。

発言を許します。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長(風口 尚) 次に、日程第5、決議案第1号、2016年主要国首脳会議の三重県開催を求める決議を議題といたします。

提出者 山口和宏君より、趣旨説明を求めます。

6番 山口和宏君

○6番(山口 和宏) 只今、議長より、説明を求められましたので、上程されました、『決議案第1号 2016年主要国首脳会議の三重県開催を求める決議』につきまして、原文朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。2016年主要国首脳会議の三重県開催を求める決議

主要国首脳会議は、世界の主要国の首脳が毎年、国際的な政治、経済問題について議論をする重要な会議であり、現在では、地球環境問題や平和問題など国際社会が直面する多種多様なテーマを話し合う場として、その重要性はますます高まっている。

2016年のサミットは我が国での開催が予定されており、現在、政府において開催地の選定作業が進められている。

こうした中、三重県は、伊勢志摩地域でのサミットの開催を目指し、「2016年みえ伊勢志摩サミット誘致推進協議会」を設立し、官民一体となって誘致に向けた取組を強力に推進している。

伊勢志摩地域は、伊勢神宮など日本を代表する観光資源と歴史・伝統文化に恵まれているほか、警備上の優位性とこれまでの国内外の要人警護の豊富な経験を有しており、各国の首脳を迎えるのにふさわしい条件が調っている。

みえ伊勢志摩サミットが実現すれば、この地域が有する魅力を国内外に発信する絶好の機会となり、多大な経済効果等が見込まれることから、みえ伊勢志摩サミットの実現は、本町においても、大きな意義を有するものである。

よって、本町議会は、2016年主要国首脳会議の三重県における開催を強く要望する。

以上です。議員各位の賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提出者としての趣旨説明といたします。

○議長（風口 尚）趣旨説明は終わりました。

お諮りします。

本案に対する質疑、討論を省略いたしたいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で 本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、平成 27 年 第 2 回玉城町議会臨時会を閉会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、平成 27 年 第 2 回玉城町議会臨時会を閉会いたします。

閉会にあたり、町長挨拶を願ひます。

町長 辻村修一君

閉会の挨拶

○町長（辻村 修一）ご審議賜りました 2 議案につきまして承認をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。平成 27 年度がスタートいたしました。特に今年には町制施行 60 周年の年でございます。ご案内の式典の準備を具体的に今、取組みをしておるところでございます。また、それぞれ計画の 27 年度事業執行につきましてもスピード感も持って推進をしまひたいとこんなふうと思ひますので、どうぞ一層のご支援ご協力をお願い申し上げてお礼の挨拶とさせていただきます。

○議長（風口 尚）閉会にあたりましてご挨拶申し上げます。議員各位には熱心なご審議を賜りまして閉会の運びになりましたことを厚く御礼を申し上げます。また、議事進行にもご協力いただきましたことお礼を申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。ご苦勞様でした。

（午前 9 時 26 分 閉会）